

## ~自転車の安全利用の促進~

- ① 自転車は、車道通行・左側通行が原則
  - 自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道の左側を通行するのが原則です。
  - 自転車が、歩道を通行できるのは、次の場合に限られます。
    - 自転車歩道通行可の標識や標示が設けられているとき
    - ・ 13 歳未満の児童・幼児、70 歳以上の高齢者等が運転するとき
    - 車道を通行することが著しく危険であるとき (工事中である場合、駐車車両がある場合、著しく車の交通量が多い場合など)
- 歩道は歩行者優先です。通行する場合は歩道内の車道寄りを通行しましょう。
- ② 交差点では、信号機や一時停止標識を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
  - 安全のため腕やカバン等に反射材等を着用しましょう。
- ④ 飲酒運転は禁止
  - 自転車は、車の仲間なので、飲酒運転は絶対禁止です。
- ⑤ ヘルメットを着用
  - 道路交通法の改正により、令和5年4月1日から全て(全年齢)の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となっています。
  - 自転車を利用する人は、自転車事故による被害を軽減するためにも、乗車用ヘルメットを着用しましょう。
  - 幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、 乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。





## ~ 向原駐在所が移転しました~

本年、1月18日に当署向原駐在所は 広島県安芸高田市向原町坂495番地3 の新庁舎へ移転しました。

安芸高田警察署は本年もゼロゼロ作戦と称し、

特殊詐欺被害額 0円

交通事故死者数 0人

を目標に安全・安心を実現していく所存であります。

今後とも皆様のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしく お願い申し上げます。





広島県警察ホームページから安芸高田警察署ホームページへジャンプ 広島県警察ホームページ https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/